

業務名称：機構の税務相談、代理等の支援業務に係る業務委託契約

（掲載日：2026年7月31日 調達管理番号：26a00634）について、意見及び質問に関する回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構

通番	該当頁	項目	質問	回答
1	P.5	消費税計算業務	積算様式において、「2. 会計業務（消費税計算業務）」となっていますが、業務仕様書（案）の内容に合わせて、「2. 消費税計算業務」へ変更いただくことは可能でしょうか。	積算書様式「2. 会計業務（消費税計算業務）」と業務仕様書（案）「2. 消費税計算業務」について、業務内容自体に差異はございませんので、分かりやすさの観点から記載を統一いたします。
2	P6	開発投融資審査業務	業務内容としては、「開発投融資事業の既存投資における借入人／保証人の回収可能性を評価するため、機構が定める基準に照らして各社の財務諸表等を分析し、所定の書類を作成する。」とのことですが、当該業務は、貴機構が指定する対象企業（融資先等）の財務情報について、貴機構が定める評価基準・チェック項目等に基づき分析・整理を行う支援業務との理解でよろしいでしょうか。 投融資の審査・承認業務に関与する内容を含む場合には、弊法人において受嘱手続きが不可のため、スコープを確認させてください。	開発投融資は現在1件の償還中案件を残すのみでして、当該業務は左記整理の通り、借入人の財務情報について、弊機構が定める評価基準・チェック項目等に基づき分析・整理を行う支援業務に該当します。平成13年の「特殊法人等整理合理化計画」における決定事項を受け、開発投融資の業務は現在の機構法には規定されておらず、法令上、新規貸し付けを行うことは想定されていないため、審査・承認業務に該当するものではありません。